

# 静岡県立大学教務委員会規程

平成19年4月1日 規程第46号

改正 平成19年7月26日、平成20年8月22日

平成24年4月1日、平成30年5月11日

## (設置)

第1条 静岡県立大学（以下「本学」という。）における教務の円滑な遂行と改善を図るため、静岡県立大学学則第22条第1項の規定に基づき、本学に、静岡県立大学教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程、授業、試験等教務に関すること。
- (2) 学部基礎科目及び専門教育科目についての学部間協力に関すること。
- (3) 全学共通科目の運営・実施及び将来方向の検討に関すること。
- (4) 単位互換など他の大学等（国内の大学等に限る。）との連携に関すること。
- (5) 社会人教育（公開講座を除く。）に関すること。
- (6) 全学的教育充実のための調査研究及び企画立案に関すること。
- (7) 全学的な教務関係予算に関すること。
- (8) 前7号に掲げるもののほか、教務についての学長からの諮問に関すること。
- (9) その他教務に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
  - (2) 学部ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
  - (3) 研究科ごとに、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
  - (4) 学府に属する、教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者2人
  - (5) 健康支援センター長
  - (6) 情報センター長
  - (7) 言語コミュニケーション研究センター長
  - (8) キャリア支援センター長
  - (9) 男女共同参画推進センター長
  - (10) 学生室長
  - (11) その他学長が指名する者
- 2 前項の場合において、副学長を置くときは、当該副学長を委員会の委員とする。

## (委員の任期)

第4条 前条第2号から第4号及び第11号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 専門の事項を調査・審議するため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 委員長の選出については、第5条第1項の規程にかかわらず、当分の間、学長が第3条各号に掲げる者のうちから指名するものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月11日から施行する。